

特殊詐欺の被害防止に役立つ！ 通話録音装置を無料で貸し出します！

貸出対象

市内に居住する方（住民登録のある方）で、
次の世帯に属する高齢者

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②日中において65歳以上の高齢者のみとなる世帯

申込期間

令和7年 6月 2日(月)から
令和7年 7月18日(金)まで

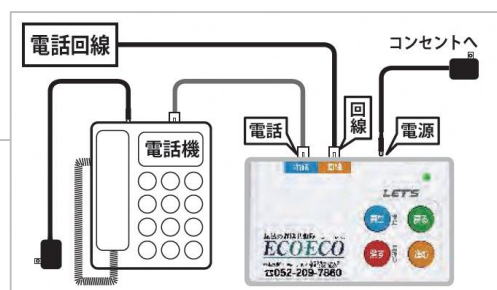
貸出台数

1世帯1台

貸出期間

5年

装置の接続方法
電話回線と電話機の間に接続するだけ。工事も工具も
いらないので機械が苦手な
方も安心です。



①申込み

貸与申請書に必要事項を記入し、
市の窓口もしくは郵送・FAXで提出。
貸与申請書は市ホームページからダウンロードが可能。

市ホームページは
こちら



<郵送先>〒943-8601
木田1-1-3 上越市役所市民安全課
FAX: 025-526-5061

②受取り

貸与決定の通知が
届いたら市の窓口で
受取り。
※申込みから受取り
までは概ね2週間か
かります。

窓口は市民安全課または各区総合事務所です。

注 意 事 項

- ・「緊急通報装置」等で既に電話回線を利用している器機がある場合は必ず事前に本装置との併用が可能か確認してください。(既存器機が正常に作動しなくなる場合があります。)
- ・電話回線や電話機の種類によっては取付できない場合があります。
- ・装置の設置に別途工事が必要な場合の費用や使用に係る電気料等は、自己負担となります。
- ・装置の利用者の方に市からアンケートの協力をお願いする場合があります。

問い合わせ先：上越市役所市民安全課（TEL 025-520-5661）

【通話録音装置の紹介まんが】裏面あり

「通話録音装置」は電話がかかってくると「この通話は詐欺被害防止のため録音されます。」などと、電話の相手に警告メッセージを流し、通話内容を録音する機械です。電話回線と電話機の間に設置します。



※60分または210件分の通話録音が可能。